

元東稜高校生徒に係る調査の実施主体の決定について

(提案理由)

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき、調査の実施主体を決定するため。

参考：関係法令条項

【いじめ防止対策推進法】

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

参考：関係規則条項

【熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則】

(重大事態の調査の実施主体の決定等)

●第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加することが適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

●第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。

3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

元東稜高校生徒に係る調査の実施主体の決定について

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号並びに熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則第5条及び第6条に基づき、下記のとおり調査の実施主体を決定する。

記

1 調査の実施主体 「元東稜高校生徒いじめ調査委員会」

2 調査委員等

- (1) 県教育委員会が推薦する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（以下、「専門家等」という。）の3人を含む5人以内。
- (2) 委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

3 調査委員の推薦

県教育委員会として、法律、心理、福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者をそれぞれ1人推薦する。
その推薦については、各職能団体等からの推薦により決定する。

4 本事案の概要等

- ・ 当該元生徒は、平成27年4月東稜高等学校に入学。その後、2年次の平成29年2月に通信制の高等学校に転学。
- ・ 当時学校は、平成27年11月から複数回にわたって関係教職員と検討を重ね、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び関係機関等と連携し、組織的かつ継続的な支援を行っていたが、いじめとは認知していなかった。
- ・ また、いじめと不登校との因果関係も認めていなかった。

※ 今回の要望書を受け、いじめの有無及び不登校との因果関係等について改めて調査を行う必要があると判断される。

* 当該元生徒及び母親からの要望書については、別添参照。

要望書

2021年(令和3年)1月6日

熊本県教育委員会様
熊本県立東稜高等学校様

下記の件に関しまして、要望いたします。つきましては、令和3年1月21までに対処の方針について、書面での返答をよろしくお願いいたします。

1. 関係者からの謝罪（熊本県立東稜高校及び熊本県教育委員会）

本案件をいじめの「重大事態」として対応、調査しなかったことに対する謝罪を求めます。

謝罪は公表し、加害側の生徒に対して、いじめの結果起きたことを正しく説明することを求めます。被害者の名誉回復には、関係者の謝罪が不可欠です。

2. いじめ「重大事態」の認定

本案件がいじめ案件(全国 H27 22 万件、H28 32 万件)であったことの確認を求めます。

その上でいじめ「重大事態」の認定を求めます。

3. 制度設計の改善

本案件の経過を通して、法や制度の誤った解釈、いじめ報告の仕組みの不備が明らかになりました。早急な点検・改善を求めます。

特に、いじめが疑われる案件について記録し保存することは必須です。

また「いじめ防止対策推進法 23 条」の「学校設置者(熊本県)への報告義務」「いじめの事案に関する情報共有措置」の違反については、今後熊本県独自の罰則規定を設けるなどの対応を検討してください。

4. いじめ事例の検証 具体策の提示

本案件をはじめ様々な「いじめ事例」に関して、いじめの様態、指導・対応の方法、法制度の活用について検証することを求めます。

今回の弁護士会「要望書」作成に携わったような弁護士、子どもの症例に当たってきた精神科医、SC、SSW(中立な立場が保証されることが前提)など、いじめ問題に知見をもつ方による事例の検証、教育現場への提言、助言が必要です。他県の「事例集」にも多くの示唆があります。こういった取り組みがあれば、当時学校で把握していた事実のみを持ってしても「いじめ」の存在に気づけたはずです。

事例の中にこそ改善のヒントがあると考えます。「2度とこのようなことがないように全力で取り組みたい。」という意思表示はいりません。事例の検証を元にした具体策の提示を求めます。



以上

2020(R3).1.6